

周南市管理職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市管理職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市管理職手当支給条例の一部を改正する条例

周南市管理職手当支給条例（平成15年周南市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市管理職手当支給条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>1 ～ 4 (略)</p> <p><u>(55歳を超える職員の管理職手当の調整)</u></p> <p>5 <u>周南市一般職の職員の給与に関する条例(平成15年周南市条例第44号)附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての管理職手当の支給金額は、当該職員の管理職手当の月額から、管理職手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 ～ 4 (略)</p>